

## 大規模災害後の復興と財政リスク

アジア開発銀行研究所 河合 正弘

今回の東日本大震災は、大規模な自然災害が発生すると、政府の財政負担を大きく高めうることを示した。被害総額16.9兆円（内閣府）はGDPの3.4%、国の財政収入（公債発行金を除く）の35%に上り、政府が吸収できる範囲内ではあるが、決して小さくない金額である。しかも、少子高齢化の到来で、社会保障費増大の圧力が増し、かつ公的債務がGDPの200に達する状況では、震災復興費用の捻出は容易な問題ではない。将来も大規模な自然災害が再び発生しうることを考えると、それが政府の財政基盤を大きく傷つけないような仕組みをつくっていくことが必要だ。発展途上国の場合には、災害による経済的な損失が政府の財政負担能力を大幅に上回るケースがあり、災害に備えた財政的な措置をとることが現実的な課題になっている。

自然災害が発生したときには、緊急支援(relief)・復旧(rehabilitation)・復興(reconstruction)に対応した機動的な財政支出が要請される。通常は、①義捐金などの無償支援、②財政支出の振り替え、③国内・海外借入れ（国公債の発行）、④増税、など「事後的な」対応策が用いられる。しかし、従来十分に考慮されてこなかった「事前のな」対応策—⑤災害に備えた財政予備費の計上、⑥災害準備基金（ディザスター・ファンド）の創設・積み立て、⑦災害時の融資枠組み契約の締結、⑧代替的なリスク移転メカニズムの活用—の重要性が高まっている。後者のうち、近年関心をもたれているのが⑧で、通常の保険・再保険制度、パラメトリックな保険・再保険制度（客観的に確認できる事象が起きたときに保険金を請求できるもの）、大災害債券（キャット・ボンド：大災害が起きたときに元本の返済が免除される債券）の発行などがある。⑥と⑧を組み合わせ、カリブ海諸国の「大災害リスク保険ファシリティー」（CCRIF）は国際的な注目を浴びている。

日本政府は、将来の大規模災害に向けて、次のような対応を行っていくべきだ。第一に、災害リスク管理態勢を強化し、あらかじめ十分な防災対策を行って、災害による人的・物的な被害を最小化させることだ。第二に、個人の住宅や企業の施設・機器については、民間の災害保険に加入するよう促し、保険制度が不十分であればより充実したものに制度を変えていくべきだ。民間保険によって被災からの修復がかなりの程度行われれば、政府の財政負担が軽減される。第三に、民間部門が復興に関わりやすい環境を整えることで、民間資金の導入を促すことだ（たとえば商業ベースに乗り易い施設の再建・運営や都市開発に関するPIFやPPPの強化）。それによって、政府の財政負担を軽減できる。第四に、地方自治体レベルで機動的に災害に対処できるようにするために、事前の資金手当ての枠組みを整えることだ。

さらに今回の東日本大地震を契機に、日本はアジア地域における災害リスク管理のための協調体制づくりに貢献することができる。第一に、アジア各国がそれぞれ統一的・包括的な災害リスク管理の枠組みをつくり、強化すること、第二に、中央政府だけでなく地方政府の災害リスク管理能力（資金力を含む）を高めること、第三に、事前警報システムの構築、災害後の緊急支援・復旧・復興の各局面で相互協力の枠組みを作ること、第四に、アジア地域にアジア版CCRIFを構築して、災害リスク分散とリスク移転を図ること、第五に、アジア域内で国・地方政府が大災害債券（キャット・ボンド）を容易に発行できる態勢を整え、もってアジア債券市場の強化に資すること、などが挙げられる。